

1 国の動向

- ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定（計画期間：R4年度～R8年度の5か年）
- ・ R6年度～ 法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直し検討（主な見直し項目は右図のとおり）
 - R8. 2. 12に民法（成年後見等関係）等の改正に関する要綱案採決、法務大臣に答申
 - R8. 4月に民法等の改正法案が提出される予定

- 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。
- 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

法定後見の開始の要件、効果等、法定後見の終了等

成年後見人等の解任（交代）等

任意後見人の事務の監督開始の申立権者等

※厚生労働省資料から抜粋

2 千葉市の現状・課題

- ・ 千葉県成年後見制度利用促進基本計画を策定（計画期間：R4年度～R8年度の5か年）※ R6. 3月に中間見直し
- ・ 千葉県成年後見支援センター（中核機関）を中心に、制度利用に向けた支援の充実等の実現のための施策を展開
- ・ 認知症高齢者や障害者が増加する中、制度のさらなる普及啓発・利用促進が必要。また、制度が必要な者に速やかに後見人が選任される環境づくりに向け、後見活動の担い手の養成及び育成を強化していくことが必要。

【現計画における5つの柱】

- 1 成年後見制度利用促進に向けた体制整備
- 2 成年後見制度の普及啓発
- 3 成年後見制度の利用に向けた支援の充実
- 4 権利擁護支援チームによる適切な支援の実施
- 5 後見活動の担い手の養成・育成支援

【参考】 成年後見制度の見直しの概要（後見等類型の一本化関係） [法制審議会資料 一部改変]



千葉市成年後見制度利用促進基本計画骨子（案）

3 基本方針・施策の体系・施策の展開

- ・ 国の制度見直しや法改正の動向を見据えた取組内容を検討
- ・ 現計画における施策の5つの柱を基本に、各取組事項や目標値について現状を踏まえた内容に改正
→ 後見活動の担い手の確保について、後見活動を実施している法人の連携を含めた取組みを計画

基本方針

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、権利擁護支援を必要とする人の尊厳と意思が尊重され、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるまちの実現を目指す。

施策の体系 (5つの柱)

施策1 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備

成年後見支援センター（中核機関）の機能強化 等

施策2 成年後見制度の普及啓発

市民等への講習会の実施 等

施策3 成年後見制度の利用に向けた支援の充実

申立の支援、市長申立の実施、報酬助成 等

施策4 権利擁護支援チームによる適切な支援の実施

関係機関との連携 等

施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援

法人後見実施法人の連携、市民後見人養成 等